

高齢者用肺炎球菌予防接種について

平成 26 年 10 月 1 日から、高齢者用肺炎球菌ワクチンが予防接種法に基づく定期接種に加わります。新潟市では、対象者の方に、接種費用の一部補助を行います。なお、定期接種開始前の平成 26 年 10 月 1 日より前に受けた接種の費用は、補助の対象となりませんのでご注意ください。

接種対象者

過去に、肺炎球菌ワクチン(23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン「ニューモバックス NP」)の予防接種を 1 度でも受けたことのある方は対象となりません。

1. 平成 26 年度の対象者

平成 26 年度に、65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳になる方、および 101 歳以上の市民の方

表の生年月日に該当する方は、平成 26 年度の対象者です。なお、今後 5 年間は、年度ごとに対象となる方の生年月日が変わります。

平成 26 年度の対象者

65 歳	昭和 24 年 4 月 2 日から昭和 25 年 4 月 1 日
70 歳	昭和 19 年 4 月 2 日から昭和 20 年 4 月 1 日
75 歳	昭和 14 年 4 月 2 日から昭和 15 年 4 月 1 日
80 歳	昭和 9 年 4 月 2 日から昭和 10 年 4 月 1 日
85 歳	昭和 4 年 4 月 2 日から昭和 5 年 4 月 1 日
90 歳	大正 13 年 4 月 2 日から大正 14 年 4 月 1 日
95 歳	大正 8 年 4 月 2 日から大正 9 年 4 月 1 日
100 歳	大正 3 年 4 月 2 日から大正 4 年 4 月 1 日
101 歳以上	大正 3 年 4 月 1 日以前生まれ

2. 満 60 歳以上 65 歳未満の身体障害者手帳 1 級相当の方

接種日時時点で満 60 歳以上 65 歳未満の市民で、身体障害者手帳 1 級相当の心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障がいのある方、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいのある方
身体障害者手帳または医師の証明が必要です。

実施期間

平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日

接種回数

1 回

自己負担額

本市に住民登録があり、市内の委託医療機関で接種した場合、自己負担額は 4,000 円です。

上記以外の方は 8000 円になります。

対象の方で、生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は無料です。

市外(県内)の医療機関で接種を受ける場合には、自己負担額がことなります。

接種に必要なもの

- ・住所、氏名、生年月日のわかるもの(健康保険証など)
- ・自己負担金
- ・市民税非課税世帯の方は無料接種券
- ・身体障害者手帳または医師の証明(満 60 歳～65 歳未満の補助対象者のみ)

肺炎球菌ワクチン(高齢者)について

肺炎は日本人の死因の第 3 位を占め、亡くなる方の 9 割以上が 65 歳以上の高齢者です。成人の肺炎を引き起こす原因菌の中で、一番多いのは肺炎球菌であり、原因の 3～4 割を占めているとされ、特に高齢者においては重症化が問題となっています。

肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌が起こす肺炎等の感染症の発病、重症化や合併症の予防を期待するものです。肺炎球菌には約 90 種類あります。肺炎球菌ワクチン(23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン「ニューモバックス NP」)は、その中で人に病原性をもち感染する危険の高い 23 種類に対し免疫をつけることができ、この 23 種類で、肺炎球菌が原因で起こる肺炎等の感染症の 7 割の予防について効果を発揮するとされています(肺炎全てを予防できるものではありません)。

ワクチン接種後、約 3 週間で免疫ができ、約 5 年間、効果が続きます(インフルエンザのように毎年、接種する必要はありません)。

季節を問わず、通年において接種できます。